

●香川県告示第203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年4月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和2年4月1日	香川井下病院訪問看護ステーション	観音寺市大野原町花稻1473番地1
令和2年4月1日	三豊総合病院企業団訪問看護ステーション	観音寺市豊浜町姫浜708番地